

令和5年監公表第6号

地方自治法第199条第1項及び第2項の規定に基づき、大府市監査基準に基づいて、監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

令和5年11月27日

大府市監査委員 外 園 茂

大府市監査委員 丸 山 修

1 監査の種類

財務監査及び行政監査

2 監査の対象

企画政策部（法務財政課）、総務部（行政管理課、デジタル戦略室）、
大府市教育委員会（学校教育課）、
大府市固定資産評価審査委員会、大府市選挙管理委員会、大府市公平委員会

3 監査の着眼点（評価項目）

事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか。

4 監査の実施内容

実施期日 令和5年10月26日

実施範囲 令和4年度及び令和5年4月1日から令和5年8月31日までに執行した事務
（ただし、令和4年度は、補助金及び交付金に関する事務に限る。）

実施項目 事務の執行

5 監査の結果

上述のとおり監査した限りにおいて、重要な点において、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていることが認められる。

6 是正又は改善が必要であると認める事項

なし